議案第２７号

四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１２月１日　提出

四條畷市長　銭　谷　　翔

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、放課後児童支援員となることができる者の基礎資格が拡充されたことに伴い、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第２号の次に次の１号を加える。

（２）の２　児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第１０条第３項第３号の次に次の１号を加える。

（３）の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。